

※「住所変更」は原則、電子申請をお願いしています

難しい方に限り、郵送での申請を承っております。

電子申請は右の二次元コードより申請できます。



【様式第3号】 登録の氏名・住所変更

介護支援専門員の登録を受けた後に氏名や住所を変更した場合は、登録している都道府県に遅滞なく届け出なければならないことが法律上義務付けられています（介護保険法第69条の4）。

また、氏名を変更し、かつ有効期間内の介護支援専門員証をお持ちの方は、書換え交付を申請していただく必要があります。該当する必要書類を揃えて送付してください。

なお、有効期間が失効している介護支援専門員証をお持ちの方は、併せて電子申請の「様式8号」で介護支援専門員証の返納手続きを行ってください。

1 必要書類

<住所変更のみの場合>（◎原則、兵庫県ホームページより電子申請を行ってください。）

	必要書類	留意点
①	様式3号（氏名・住所変更届出書兼介護支援専門員証書換え交付申請書）	プリントアウトできない場合は、「様式第3号請求」と朱書きのうえ、返信用封筒（長3封筒）と84円切手を同封して郵送してください。

<氏名変更の場合> ※郵送での申請のみです。（氏名変更の電子申請は行っておりません。）

	必要書類	留意点
①	様式第3号（氏名・住所変更届出書兼介護支援専門員証書換え交付申請書）	プリントアウトできない場合は、「様式第3号請求」と朱書きのうえ、返信用封筒と84円切手を同封して郵送してください。
②	兵庫県収入証紙 [2,100円分]	介護支援専門員証書換え交付申請の場合に貼付。（有効期間内の介護支援専門員証をお持ちの方は必須です。）兵庫県内の銀行等で販売しています。 ※郵便局で販売している収入印紙ではありません！
③	写真2枚 ※縦3.0cm×横2.4cm、白黒・カラーどちらでも可。 ※申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの。 ※コピー用紙印刷の写真不可	介護支援専門員証書換え交付申請の場合に貼付。（有効期間内の介護支援専門員証をお持ちの方は必須です。） 写真の裏面に氏名及び登録番号を記入してください。1枚は様式第3号に貼付。もう1枚は申請書左肩にテープ止めしてください。
④	戸籍抄本又は謄本の原本 ※6か月以内のもの	

⑤	介護支援専門員証の <u>原本</u>	介護支援専門員証書換え交付申請の場合に必要。 紛失された方は、必ず申請書の下段にも署名してください。
---	---------------------	---

※介護支援専門員証が有効期間切れで失効している方が届け出る場合は、①④のみ必要です。

2 提出する際の諸注意

届出書兼申請書の提出の際、郵便の種類は特に指定していません。

新しい証の発送は、通常は普通郵便で登録住所へ送付します。

3 チェックリスト（申請前に必ずご確認ください。）

	確認事項	チェック欄
(1)	必要書類①～⑤（住所変更のみの場合は①のみ、氏名を変更し、かつ介護支援専門員証有効期間切れの方は①④のみ）は全て揃っていますか。	
(2)	①の申請書について、記入漏れはありませんか。（記入例参照）	
(3)	氏名を変更し、かつ有効期間内の介護支援専門員証をお持ちの方の場合、写真・収入証紙の貼付漏れはありませんか。（住所変更のみの場合及び氏名を変更し、介護支援専門員証有効期間切れの場合は不要です。）	
(4)	必要書類は留意点を参考にしていますか。	

4 提出先 兵庫県福祉部高齢政策課 企画調整班




〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

メールアドレス：<koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp>

右の二次元コードよりお問い合わせできます。



【県メールアドレス二次元コード】

<p><住所変更・返納の電子申請></p> <p>右の二次元コードから申請できます。</p>  <p>【電子申請二次元コード】</p>	<p><兵庫県ホームページ></p> <p>介護支援専門員に関する重要なお知らせを掲載していますので、定期的に確認をお願いします。</p> <p>右の二次元コードからチェック！</p>   <p>【兵庫県ホームページ二次元コード】</p>
--	---